

豊田市自動車の臨時運行許可に関する事務取扱要領

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項の規定に係る臨時運行許可の事務取扱いについては、同法及び同法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）並びに豊田市自動車臨時運行許可取扱規則（昭和50年規則第34号）の定めによるほかは、次のとおりとする。

1 許可基準

自動車の臨時運行の許可（以下この項において「許可」という。）は、次に掲げる事項に適合すると認められるものについて、これを行うものとする。

- (1) 提出された自動車臨時運行許可申請書に必要事項が漏れなく記載されていること。
- (2) 許可を受けようとする自動車の種別が、検査対象外軽自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車ではないこと。
- (3) 許可を受けようとする自動車の運行目的が別表1に掲げる目的に該当し、かつ、真実性を有すると認められること。
- (4) 運行の経路が、運行の目的を達成するために適正なものと認められ、かつ、豊田市を発着又は経由していること。
- (5) 運行の期間が、運行の目的及び経路等を勘案し、必要最小日数であると認められること。なお、目的毎の運行許可日数は別表1のとおりであること。
- (6) 当該自動車に対する別表2に掲げる書類の提示があること。
- (7) 当該自動車に対する自動車損害賠償責任保険証明書又自動車損害賠償責任共済証明書の提示があり、これらの保険期間が臨時運行の許可を受ける全ての期間を充足するものであること。
- (8) 豊田市手数料条例（昭和47年条例第2号）の定めるところにより、自動車臨時運行許可申請手数料が納付されたこと。
- (9) 同一車両につき継続して許可申請があった場合については、前回の許可を受けた期間中に運行の目的を達成することができなかつた正当な理由があると認められること。
- (10) 同一車両につき二目的以上の許可申請があった場合については、複数の目的が関連を持ち継続して遂行されると認められること。ただし、運行の許可期間は5日間を超えることはできない。

2 申請事項の審査

申請事項の審査は、前項の許可条件及び自動車の同一性等の確認によるほか、必要と認められるものについては、補足説明又は資料提出を求めるものとする。

3 臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）の貸与

（1）貸与する番号標の枚数は、次の区分によるものとする。

ア 二・三輪自動車、被けん引自動車、国土交通大臣が指定した大型特殊自動車
1枚

イ その他の自動車 2枚

（2）2枚1組の番号標のうち1枚を貸与したときは、その返納があるまでは残余の1枚を他の自動車に貸与してはならない。

（3）番号標を水平に取り付けるためのステイ（以下「取付ステイ」という。）の貸出要望があった場合は、番号標とともに貸与する。この場合においては、申請書に取付ステイの貸出番号を記載する。

4 臨時運行許可台帳

許可をしたときは、申請書に許可年月日、許可番号及び番号標番号を記載するとともに、様式1による臨時運行許可台帳に許可番号、申請先、許可日、許可を受けた者の氏名又は名称、住所、車台番号、車名、運行の目的、自動車の区分を記載する。

5 臨時運行許可番号標管理簿

許可をしたときは、様式2による臨時運行番号標管理簿に許可番号、貸出日を記載し、許可証及び番号標の返納があったときは返納年月日を記載する。

なお、許可証又は番号標が亡失等により返納されない場合は、備考欄にその旨を記載すること。

6 臨時運行番号標番簿

番号標を新たに保有し、又は亡失し、若しくは毀損のため廃棄したときは、臨時運行許可番号標番簿（様式3）に所要事項を記載し、常に状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

この要領は、平成26年11月28日から施行する。

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 3年 1月 1日から施行する。

別表 1

運行目的 (回送理由)	運行目的の説明	運行許可 日数※
車 検	未登録自動車の新規検査や自動車検査証の有効期間の満了した登録自動車の継続検査の申請等をするために必要な運輸支局等へ提示するため回送を行う場合	2日以内
登 録	新車又は中古車の未登録自動車の新規登録等の申請をするために必要な運輸支局等へ提示のため回送を行う場合	2日以内
予 備 検 査	未登録自動車を使用者が不確定の自動車を対象となる予備検査の申請をするために必要な運輸支局等へ提示するため回送を行う場合	2日以内
番 号 変 更	自動車登録番号標を紛失又は毀損等した場合に、再交付又は番号変更の手続きのために運輸支局等へ提示するため回送を行う場合	1日以内
再 封 印	自動車登録番号標の封印を毀損等した場合に、再封印のために運輸支局等へ提示するため回送を行う場合	1日以内
車 両 整 備	自動車を車検整備、修理するために整備工場へ回送する場合	5日以内
販 売	自動車の製作者又は販売を業とする者が、販売、引渡し、又は引取り等のため回送を行う場合	5日以内
試 運 転	自動車の製作者又は架装業者が、自己の製作(架装)に係る自動車の性能を試験する目的のために運行する場合	5日以内
輸 出	未登録自動車を海外へ持ち出すために、港まで運行する場合 ※海外へ販売する目的でなく、単に海外への車を移動する場合でも許可対象となる。	5日以内
その他特に必要 がある場合	検査・登録を受けさせることが不合理であると一般的に認められる場合の運行に限られる。	5日以内

※運行許可日数を超えた日数が真に必要であると認められる正当な理由がある場合は、5日以内の範囲で運行を許可することができる。

別表 2

提 示 書 類	説 明
自動車検査証	登録されている車両にはすべて備え付けられている証明
登録識別情報等通知書 又は一時抹消登録証明書	抹消されている自動車についての証明
輸出抹消仮登録証明書	再輸入が見込まれない登録自動車についての証明
輸出予定届出証明書	既に一時抹消されている自動車を輸出する場合の証明
自動車通関証明書	輸入された自動車についての証明
自動車検査証返納証明書	抹消されている軽自動車及び二輪自動車についての証明
完成検査終了証・譲渡証明書	型式指定自動車の新車
自動車製作証明書・譲渡証明書	型式指定自動車以外の新車
登録事項等証明書	自動車登録ファイルに記録されている事項の証明
予備検査証	事前に検査を合格している旨の証明(番号標未交付)
限定自動車検査証	検査の1項目が不合格の自動車の証明
その他自動車の同一性を確認できる書面	車台番号の拓本等

